

粉乳中毒事件史の現在（上）

森永問題とは何か

戸倉恒信

一、なぜ「森永事件」なのか

食品によって起きる中毒は、人類の歴史と共に存在する食中毒と、根本的に発生の構造を異にしている。食品とは、同時期に大量に生産・流通し、「特定の社会集団」に消費されるよう作り出された「製品」だからである。食品は、食という概念の外延でありながら、両者の関係は二十世紀後半に構築されるという点で、「食」という概念の本質的規定に及ぶ問題を呈している。重要なのは、ここに述べる「特定の社会集団」とは、食品による中毒が、社会的「事件」として認識されることで、はじめて帰納されるグループだという点である。成分を同じくする「製品」を、一定の時間内に

大量に生産、そして消費することを目的にする技術の出現が、歴史的に「食品中毒」という範疇を生むことに自覚的である為に、そう表現するのである。だから中毒患者の全てが乳幼児だという未曾有性は、わたしたちの接する「戦後」という時代が如何なる性質なのかを切に問うている。

1955年8月24日、新聞紙面に登場する「ヒ素粉乳中毒事件」（以下、森永事件）は、大量の死傷者を生み出す戦争から解放された人々の世代的「希望」を、再び生命の萌芽という次元から打ち砕いた点で、二十世紀に生まれた全体主義を戦後的に展開せしめた典型的事例だと言える。「食品中毒」への飛躍を齎したファクターは、わたしたち

ちの「生」を標的にする点で原初的であり、発生から数年間は被害者の「全て」が法的な意味での行為能力を有さない点で全体的だからである。恰も、その後の「次世代」への影響を問題化する水俣病やカネミ油症の出現を予見するかのようには、森永事件は、被害者とその親が「同世代」であることを以って「食品中毒」事件史の冒頭を飾っている。

しかし、こうした大量の死傷者を出す食品中毒事件史は、既に前世紀のうちには終焉したといわれる。即ち、日本「国内での再発」が認められないことを理由に「過去の出来事だ」というのである。そこで、2008年に中国で生じたメラミンミルク中毒

事件（以下メラミン事件）報道を受けて、人々は、この「嘗て」の森永事件を想起した。否、少なくとも中国の新華社通信は、そう類推して報じた（郭一娜『日本毒奶粉事件綿延50年』2008年10月9日）。そして読者の多くは、それを過去と現在の対比からイメージ化したはずである。つまり、森永事件はアプリオリに「過去」のこととして俎上に載ったのである。森永事件は現在とは無縁に、「現在」のメラミン事件との対比に於いてそう意味づけられたのである。ただ、そうした認識は、発生点の前後関係の上で誤りがないというのに過ぎない。言い換えれば、メラミン事件「認識」は、同時に森永事件から類比すべき歴史的事柄が何なのかを、認識者に問い掛けているのだ。例えば、その翌年に新華社が報じた、「全国で二十六万人を超える、患者総数の九割以上の被害乳幼児の親が賠償金を受け取り、賠償協議に署名した」（『太陽報』2009年1月25日、筆者訳）という内容は、そもそも如何なる「知識」を用いれば、乳幼児が蒙ったダメージを換算できるのか、という原初的な問題を再提起した。なぜなら、森永事件でも「医療の専門家の

共通意見として『本件の中毒症には、概ね、殆ど後遺症は心配する必要はないといってよからう。今なお引き続き治療を受けているものは、後遺症ではなくして原病の継続である』との「厚生省の委員報告が、公表からわずか四ヶ月足らずで現れるからである（中島貴子『森永ヒ素ミルク中毒事件50年目の課題』・2005を参照）。この二つの状況は、事件を想起した人に、まず自身の歴史「認識」と「再発」という概念への反省を要請している。臓器が未発達な乳幼児に対する補償の範囲を、データの蓄積を俟つことなく画定できる「専門的知識」とは何なのか。それは未だに明らかになつてはいない。森永事件に於けるそうした「知識」は、いつどのように明らかにされ、過去のことになったのか。わたしはそれを知らない。

ところで、日弁連は一昨年、日本の公害裁判の経験[・]を中国に伝えるべく、イタイイタイ病や水俣病等に関する裁判事例集を作成している。報道によれば、中国に於いて「被害者の救済に取り組む識者」は、そうした「訴訟事例だけでなく、日本の経験から具体的な手法を学びたい」と語つたとい

う（『毎日新聞』2010年5月30日）。しかし、日本の経験を政治制度の異なる隣国に於いて生かす「知識」とは、どういう内容なのだろう。森永事件に関する史料を紐解くと、右にいう「具体的な手法」を「日本の経験から学ぶ」という文言自体が、まさに手放しで肯定できない「具体的手法」となることがわかる。この「具体的手法」については後に触れるとして、だとすれば、兎に角まず「被害者の救済に取り組む識者」の立場が変貌してゆく問題を、どのように「学び」の対象とするのか、それを問う視点の確保が必要となる。上述のような、医療の「専門家」の不可解な共通意見に対し、そうした「知識」をもたない被害者の親がどう臨んだのかを、まず先に確認しておくなくてはならない。

被害者の父親・岡崎哲夫は、森永事件の被害者を「守る会が、親の要求と看做されるものすべてを捨象（切り捨て）して、ひたすら『こどもを元に返せ』と叫」んだ理由を、『森永砒素ミルク闘争二十年史』（医療事業新報社・1979）『序論』の冒頭でこう綴っている。

昭和三十年に発生した森永砒素ミルク中毒事件が、二十年以上を経た今日に至るまで、脈々としてたたかいつづけられた根底には、それが、賠償金などの一時的手段でことを解決しようとする次元を超えた、たたかい——事件に対応するあらゆる人々の人間としてのモラルを問い、人間の社会的ヒューマニズムの限界に挑むたたかいが、赤い一条の糸のように、そこに一貫していたからだと考える。

岡崎のこのことばには、森永事件をめぐる「たたかい」が包蔵する水脈を——メラミン事件を前にして——現在に噴出させる意義が明示されている。「賠償金などの一時的手段でことを解決しようとする次元を超えた、たたかい」の意味は、事件の発生から「二十年以上を経た」当時でも、そこから更に三十年以上を経た今日でも存在し続けている。此処にいう「たたかい」の精神は、事ある毎に「モラル」を口にする識者が、結局のところ医療や法律に従事する者のモラルの欠如を指摘できない「ヒューマニスト」であることをアイロニカルに照

射しているからである。有用便宜な金銭の拠出行為と、そして道徳とを、何らの違和感もなく連続させてしまえる価値観は、現在でもあらゆる局面に存在し、「専門家」の共通見や、或いはその状況に追隨することを促しているではないか。岡崎がこれに続けて「専門家を自負する（但し、運動論上ではズブの素人である）弁護士」の介入により、死者二百五十万円以下の賠償金要求が運動にまつわりつき（前掲書）、運動が一年足らずで押し潰された経験振り返る意図は、まさに粉乳中毒事件の今を問えない精神の不在を写し出す為にあるのだといえよう。

メラミン事件の行方を、森永事件史に存在する経験——人間としてのモラルを問い、人間社会的ヒューマニズムの限界に挑むたたかい——から「学ぶ」ことの意味は、例えば、2009年12月にメラミン事件の被害者の父親・趙連海が「尋釁滋事罪」（公共の秩序を犯した罪）によって逮捕されるという状況「認識」を以って構成できる（北京市公安局大興分局 興公刑訴字（2010）第25号）。この一見すると奇妙な状況は、何を物語るであろう。それは、多くの

「被害乳幼児の親が賠償金を受け取り、賠償協議に署名し」ている理由を、「法」制度に於いて答えてはいまいか。戦前・戦中の日本でも、「国民の全体一致」を創造したい当局が、「治安維持法」等の制度を導入して社会的ドッキングを隔離・消滅させていたではないか。だからこそ、森永事件をめぐる対峙した「世代」が、青壮年期をそうした統制の時代を通過している人々だということには、より自覚的でなくてはならない。岡崎の示唆する、実定法に則って「解決しようとする次元を超えた」精神の所在は、こうした異論排除のシステムが、当該事件の賠償協議を推し進める一つのモチベーションであることを炙り出すからである。仮に、中国で起きている現実が、当局によって「日本の経験から具体的な手法」として「学んだ」結果だとすれば如何であろう。だとすれば、当該事件史に沈殿している「赤い一条の糸のように、そこに一貫して」いる精神を、戦前から戦後に跨るヒューマニズムの「限界」を意識し続けて鍛え上げられた思想として再認識する必要があるはずである。そこで、「市民として」向き合うべき事例を示しつつ、本稿の趣旨

説明に代えることにしよう。

2009年2月、森永事件の加害者でも被害者でもない能瀬英太郎は、岡山地裁に「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」（以下守る会）を訴えている（平成21年（ワ）第249号 損害賠償等請求事件）。またしても、一見すると奇妙な状況である。訴訟の理由は、被害者と被害者家族が購読する被告発行の機関紙『ひかり』第460号（2007年8月20日）に、『被害者運動の変質と救済事業の破壊をねらう能瀬英太郎氏（元森永告発）の動き』という見出しと、そうした主旨の文章が掲載され、原告の名誉は著しく毀損された、というものである。しかし地裁は、本訴状に対する被告の拳証内容を綜合し、双方に「和解」の勧告をしたというから益々奇妙である。双方が裁判所に提出している『準備書面』を紐解けば、原告が指摘する虚偽事実の「存否」については明らかだからである。したがって「和解」という概念自体が抱える問題とは別に、法律の「専門家」は、これによって事実の「存否」を修正できると考えているのかを、いわゆる自由心証主義との距離関係から問わねばならない。わたしの知るところでは、

原告は「専門家」（弁護士）を立てていない、ということだから、裁判官を含めた「専門家」の能力自体が、市民が起した当該裁判によって、まさにアイロニカルに疑われている、と言えるからである。いかなれば、この「専門家」の下す判断とは別に、当該訴訟の根底に流れる歴史的な論旨に即して、厳格に検証を試みる必要が生じているのだ。本論がこうした事例を通じ、「市民」として、そこに何を「学ぶ」かを問う所以は、事件は終焉して過去になるどころか、まさに「発展」の最中にあるからだ。新聞や法律の専門誌等に於いて公にされない当該訴訟の社会的意味は、「賠償金などの一時的手段でことを解決しようとする次元を超えた、たたかい」に即して生じ、まさに堆積し続けているのではないか。だから問うべきことは、森永事件の加害者でも被害者でもないわたしたちは、この訴訟を成立させるファクター——被告・原告の関係と、被害者・加害者——を如何なる「知識」から配置し、主体的に事件史をどう構成すればよいのか、である。この提起は、日本法制史といった枠組みを遥かに超えた認識論的問いであることだけは確かであろう。「専門

家」による証拠の説明力と主観的な判断との間に、それは隠微に現れている。この民事訴訟が、右媒体を通じて未だに公けに討議されない理由は、今は論じない。それは本論を読み進めることで明らかとなるからである。読者が本論を介して、嘗てW・リップマンが述べた、「一つの世論は何よりも道徳や規範を通してみた諸事実の見方」（『世論』岩波・1987）であると看破した、そうしたステレオタイプを取り出せるとすれば、まさに本望である。メラミン事件を捉える一つの方法的視点を構成するとは、「訴訟事例だけでなく、日本の経験から具体的な手法を学びたい」という中国からの要望に答えることにもなるからである。

二、構成される被害者像

森永事件が、現在の思考命題である所以は、それが一義的に被害者が今も存在している、ということでは決してない。それは「被害者」という符号の使用について、認識者自身がそこに何らの制限を加えることなく、自明な概念として扱うことを拒否する態度と無関係ではない。仮に、此処にい

う「被害者」が、日々の新聞に著わされるような何れの事件に於いても使用できる、予めそういう役割の与えられた代名詞であるなら、ここでの命題は、所与の「被害者」の定義に則った意味にしか構成されないはずである。無数の乳幼児が蒙った死と、そして様々な後遺症と共にある生とを、予見される被害者像から捉えて「可視化する作業」は、そもそも被害者はどう在るべきかに対する模範解答の提出作業ではあっても、「被害者」の語りは如何に収斂されたかを考える、反省的な態度を生まない。

一つ例を挙げよう。2007年11月、関西テレビが制作・放送した『恩讐のかなた』一隅のひかり、森永ひ素ミルク事件52年目の訪問』という「ドキュメンタリー」番組は、森永事件に関係する特定の組織と被害者の規格化に答えた、まさに自己完結性ある「報告」であった。この番組の主旨は、様々な障害を抱える「重度被害者」の現在を被写体に据え、事件の発生から二十年を経て発足する財団法人（以下ひかり協会）の「救済システム」が、如何に「優れている」のかを世に紹介するもの、としてわたしの目には映った。番組では、一方で

森永の補償に上限があり、行政サービスを活用し、その上でひかり協会が金銭を拠出するシステムであることを解説し、他方で行政だけでは支えきれない部分を該協会が支援すると二重に規定した上で、「被害者」の現在是如何にあるべきか、という命題への「答え」が暗示されていた。しかし、果たして森永事件における「被害者」とは、そうした実体化され得る視覚対象として存在しているのだろうか。そもそも、なぜこの被害者の語りがドキュメンタリーの「根拠」となったのか。番組はそのことに答えてはいない。特に印象的なシーンは、ある被害者が、「ひかり協会がなかったらひとり暮らしはできない、ありがたい」という感謝の念を述べつつも、「こんなことを言っているのかわからないが」という断わりを入れた上で、「持った障害が」ミルク中毒でよかった」と語る、その括弧の付された字幕と共に構成されていた。つまり、この「字幕」を通じて、被害者でも加害者でもない視聴者は、言語符号のもつ普遍性から、額面どおりにそうイメージしたはずである（史料一）。ここに即時的に生じる意味は、災害による被害者への支援策を紹介



史料一：「恩讐のかなた」の字幕シーン

する「ドキュメンタリー」番組が流れているとして、「その」災害に巻き込まれ障害を負った市民が登場し、後に施される災害保障を以って、「持った障害が」「あの」災害でよかった……という個人的感想に字幕を与えるのと同義である。ここで起きているのは、乳幼児の大量死傷事件という歴史

的唯一性が、補償というアクチュアルな規
準から他のアクシデントと暗黙裡に比較さ
れるという問題である。そもそも「被害者
の死とそして生は、支援策如何によって比
較できるような代物なのだろうか。

例えば、情報検索システムの質と量の充
足がある利用者にとって「優れている」と
しても、他の者にとつては必ずしもそれは
「優れた」こととはならない。ソフトの充
実性に与える評価とは、それが「誰」にと
つて意味を持つのが定まらない限り、明
確にならないからである。この番組が抱え
る問題は、当該システムが「誰」にとつて
どう優れているのかを論じない点にある。
だから、飽く迄もシステム利用者の個人的
感想が真である限り、番組ディレクターが
指定する主題と、その根拠として断章され
る語りとの間にズレはないという一点から
「ドキュメンタリー」が構成されたことに
敏感でなくてはならない。此処に浮上して
いる疑念は、被害者の言説は「予め」選別
されたのではないか、ということである。
制作者の視点と、それを支える社会的なコ
ンテキストは、字幕にすべき被害者の語り
を決定するからである。このシーンに与え

られた字幕は、被害者の「現在」をそうい
う意味から実体化し、それに共感する社会
を創造している。無論、正当な手続きを踏
むのであれば、現在の「救済システム」を
紹介するのは制作者の自由である。しかし、
これがそもそも「報道」という事業の公益
性を正当化するか否かは、「事件史の現在」
に即して精査する必要がある。公共の電
波を通じて伝えられる番組の内容が、果た
して公共性に耐えうるソフトであるか否か
は、救済システムの優れた点を暗示する番
組の裏に、決して訪問される事のない無数
の被害者の、いうなれば予め指定された被
害者像から除外された被害者の異なる感想
がパラレルに存在することを、当該「ドキ
ュメンタリー」がどう勘案したのかを検証
すれば明らかとなる。

歴史的に見れば、番組のそういう主旨に
同意する一被害者の恩情も、自身と同世代
にある無数の死や、堆積してゆく無念と同
時に存在し続けていることは理解できよ
う。仮に、そういう心的張力が存在しない
のなら、あの出演者は、なぜ「こんなこと
を言っているのかわからないが」と、躊躇
したのが説明できなくなるからである。

そもそも、心中で繰り返される「せめぎ合
い」にあつては、被害者像など実体化され
ない。とすれば、当該番組のモチベーション
は一体何なのかを問わねばならない。な
ぜこのフィジカルな被害者は、訪問すべ
き対象として俎上に載つたのか。この問いへ
の答えを回避して、被害者像を構成するこ
とは、無数の死者に対する敬愛追慕の情を
蹂躪することを意味するはずである。予め
与えられた「答え」に沿った個人的感想を
選択したのは、少なくとも視聴者ではない。
被害者像が、アプリオリに、ある一定の規
格性を伴わせて再構成される状況に注意を
払いつつ、粘り強くこの『粉乳中毒事件史
の現在』に向き合う理由を説明してゆかな
くてはならない。

(つづく)
(とくら つねのぶ)

連絡先: douis@ms53.hinet.net